

大和町における 「固定資産評価額通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

仙台法務局と大和町間において、地方税法第422条の3の規定に基づく通知が令和6年2月1日から電子化されます。

現在、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、大和町長が交付した『固定資産評価額通知書（「評価通知書」をいう。）』等を登記申請者が登記申請の添付書類として仙台法務局へ提出していただいておりますが、令和6年2月1日以降以下のとおり手続き等が一部変更となりますので、ご注意ください。

↓大和町内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、大和町長が交付しております「固定資産評価額通知書」は、令和6年1月31日をもって廃止されます。

↓「固定資産評価額通知書」に代わるものとして、「固定資産税（土地・家屋）課税明細書（納税通知書に記載）」が使用できます。上記固定資産税（土地・家屋）課税明細書がない場合は、大和町長が発行する「評価証明書」又は「土地・家屋名寄帳」等を取得することにより不動産価格が確認できます。

※「評価証明書」、「土地・家屋名寄帳」の請求方法等につきましては、大和町税務課固定資産税担当係（TEL代表 022-345-1111）までお問い合わせください。

↓登記申請をされる際には、「固定資産税（土地・家屋）課税明細書」、「評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和5年12月

仙台法務局民事行政部不動産登記部門
TEL 022-225-5767（登記部門直通）